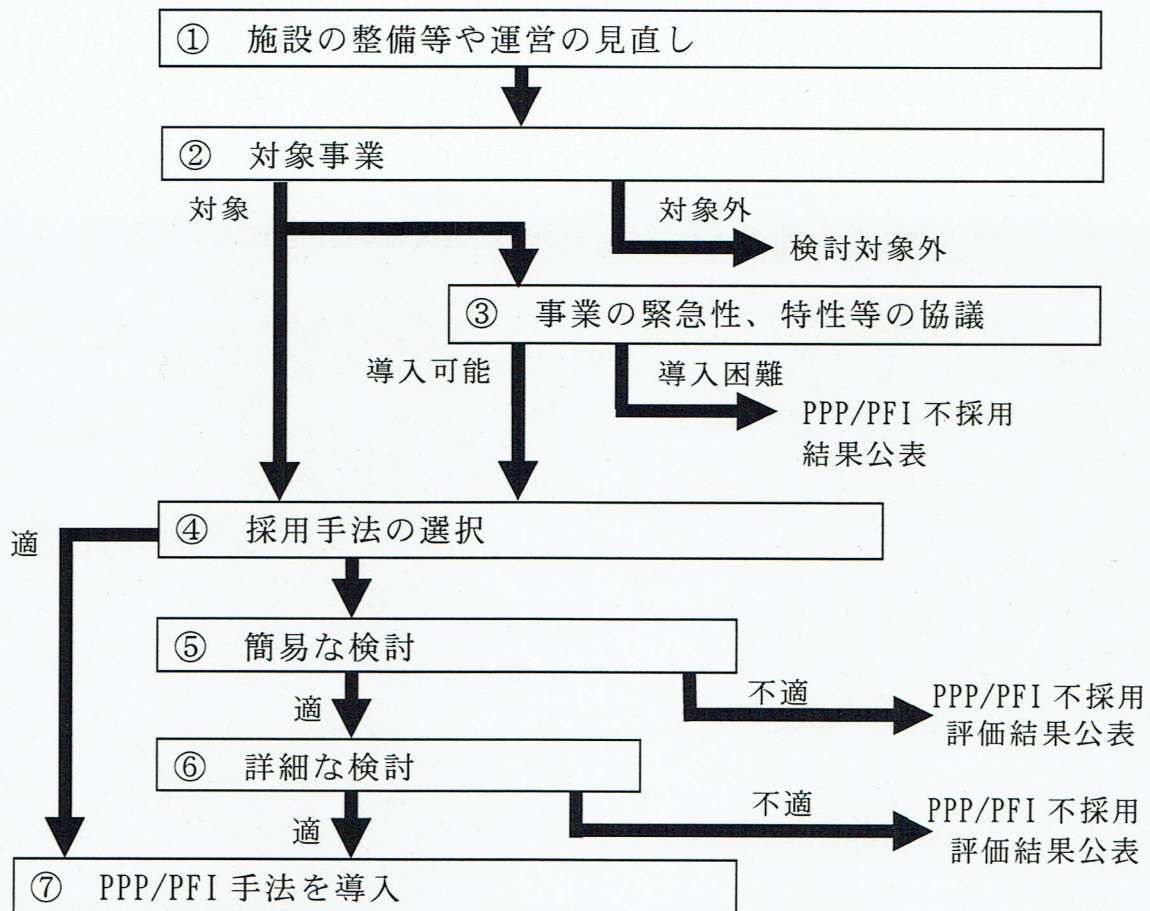


◎ 中学校完全給食実施に向けた検討状況について

1 事業手法 (PPP/PFI 手法の導入に関する優先的検討)

公共施設等の整備等にあたっては、平成 29 年 4 月に定められた「横須賀市 PPP/PFI 手法の導入に関する優先的検討方針」に基づいて、下図の検討のフローに従い検討を進めている。

【検討のフロー】



※場合によっては⑤⑥省略可

(1) 対象事業

給食センターの整備は、以下のア、イの両方の条件に該当するため、「PPP/PFI 手法の導入に関する優先的検討」の対象事業となる。

ア 「建築物又はプラントの整備・運営に関する事業」

イ 「施設建設費（設計・建設）が 10 億円以上」または「単年度の運営費が 1 億円以上」

(2) 優先的検討の方法

ア 検討の開始時期

「公共施設等の基本構想、基本計画等を策定するとき」に該当するため、検討を開始する。

イ 事業担当部局から総務部への協議

学校教育部、総務部で協議を開始している。

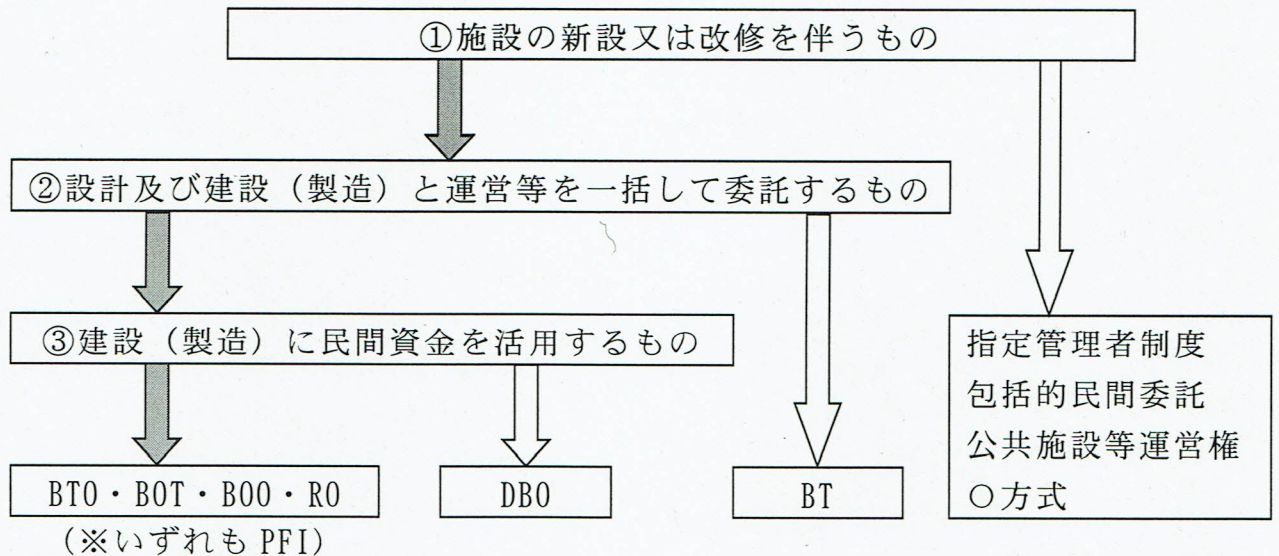
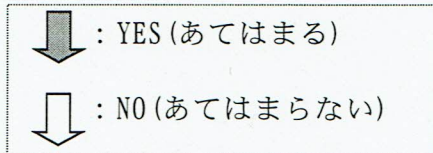
ウ 採用手法の選択

優先的検討方針では、対象事業について、⑤簡易な検討または⑥詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、「最も適切な PPP/PFI 手法」を選択するものとされている。



中学校完全給食事業の特性、本市の状況等を踏まえ、「横須賀市 PPP/PFI 手法の導入に関する優先的検討方針（解説）」に記載の、採用手法選択フローチャートにより検討し、事業手法を選択した。

【採用手法選択フローチャート】



フローチャート中の丸数字及び※は保健体育課で加筆

【フローチャートによる検討】

①施設の新設又は改修を伴うもの

⇒「あてはまる」

②設計及び建設（製造）と運営等を一括して委託するもの

⇒以下の理由により「あてはまる」と判断

- ・現在、中学校完全給食を実施しておらず、運営等に携わっている職員がいない。
- ・小学校、特別支援学校は自校方式で実施しており、本市では10,000食規模の給食センターでの運営等に関する知識や経験を有していない。
- ・運営事業者の考えを施設の設計・建設に反映することにより、施設・運営品質の向上やコストの削減が期待される。
- ・他自治体の給食センターにおいても設計及び建設と運営等を一括して委託する事例が多数ある。

③建設（製造）に民間資金を活用するもの

⇒未定（2つの手法について、詳細な検討（導入可能性調査）を実施後に判断する。）

- ・R0（PFI）については既存施設の改修のため除外される。
- ・文部科学省の学校施設環境改善交付金は市に施設の所有権がないと対象にならないため、建設時に交付金の対象となるBTO（PFI）またはDBOを選択する。（BOO（PFI）は市へ所有権移転がなく、BOT（PFI）については、運営期間終了後に所有権が市に移転する。）
- ・BTO（PFI）とDBOは類似の事業手法で、資金調達（BTO（PFI）は民間、DBOは市）、特別目的会社（SPC）の設置（PFIは設置が一般的）などの点が異なる。詳細な検討（導入可能性調査）を委託により実施し、その結果を踏まえた上で事業手法を決定する。
- ・昨年度の調査による費用比較ではDBOが最も低く、BTO（PFI）が次に低い結果であった。

2 基本計画

(1) 概要

1に記載した BTO (PFI) または DBO の事業手法で整備する場合においても、市が基本理念や事業の基本的な枠組み（食数規模、事業期間、必ず附帯する施設・設備、食器・食缶の種類、衛生管理基準の遵守など）、設計・建設、開業準備、維持管理運営に求める水準を示した上で、民間事業者の知識や経験等を活用した提案を募集することになる。

そのため、基本理念や事業の基本的な枠組みなどについて検討し、基本計画として定める。

(2) 検討体制

教育委員会事務局で案を作成し、各検討組織（中学校完全給食推進本部、同専門部会、中学校完全給食推進連絡協議会）から意見を聴取し、検討を進める。また、中学校完全給食実施等検討特別委員会に検討案を報告し、意見を聴取した後、教育委員会定例会において決定する。

3 導入可能性調査・基本計画スケジュール（案）

時期	項目
29年9月	PFI等導入可能性調査を事業者に委託（～1月中旬）
29年10月～	中学校完全給食推進本部専門部会の開催 中学校完全給食推進連絡協議会の開催
29年12月	中学校完全給食実施等検討特別委員会に報告 【PFIまたはDBOで実施する場合】 アドバイザー業務委託*の補正予算案を上程
30年1月	アドバイザー業務委託に係るプロポーザル開始
30年3月	アドバイザー業務委託事業者決定 (以降、整備・運営事業者の選定に係る事務を開始)

*PFI等で事業を実施するために、事業者の募集・選定を行う際には金融、法務、技術等の専門知識が必要であり、外部アドバイザーによる支援を受けて検討を進める必要がある。

[参考]

用語説明

***PPP (Public Private Partnership)**

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの

***PFI (Private Finance Initiative)**

民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計、建設、改修、更新や維持管理・運営を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方

PPP/PFI のイメージ

